

北海道後期高齢者医療広域連合 第2次 地球温暖化対策実行計画



令和5年3月

(2023年3月)

北海道後期高齢者医療広域連合

目 次

第1章 計画改定の趣旨	1
(1) これまでの経緯	1
第2章 計画の基本的事項	2
(1) 目的	2
(2) 計画期間及び基準年度	2
(3) 対象範囲	2
(4) 対象とする温室効果ガス	2
第3章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	3
(1) 目標設定の考え方	3
(2) 基準年度の排出状況	3
(3) 削減目標	3
第4章 温室効果ガスを削減するための取組	4
(1) 基本方針	4
(2) 取組内容	4
第5章 推進体制と実施状況の点検・評価	5
(1) 推進体制	5
(2) 実施状況の点検・評価	5

第1章 計画改定の趣旨

(1) これまでの経緯

北海道後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）では、平成30（2018）年3月に北海道後期高齢者医療広域連合第1次地球温暖化対策実行計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、温室効果ガスの排出削減に向けて様々な取組を推進してきました。

この間、地球温暖化問題に係る国際社会の動きとして、令和3（2021）年8月に公表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「第6次評価報告書第1作業部会報告書」では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないことが示されました。

また、平成30（2018）年に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされ、これを受け世界各国で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、すなわちカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

我が国では、令和2（2020）年10月、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、翌令和3（2021）年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに令和3（2021）年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現を旨とする基本理念が明記されました。

この度、令和5（2023）年3月に第1次計画の計画期間が終了することから、国内外の動向や国の削減目標等を踏まえ、広域連合の新たな温室効果ガス排出削減目標を設定するとともに、その達成に向けた取組を一層推進するため、実行計画の改定を行います。

第2章 計画の基本的事項

(1) 目的

北海道後期高齢者医療広域連合第2次地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条に基づき、広域連合内の省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的として策定するものです。

地球温暖化対策推進法第21条（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

(2) 計画期間及び基準年度

本計画の期間及び基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」の計画期間及び基準年度を参考に、以下のとおりとします。

なお、計画内容及び計画期間は、実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画期間	令和5（2023）年度～令和12（2030）年度
■基準年度	平成25（2013）年度

(3) 対象範囲

本計画の対象範囲は、広域連合の全ての事務及び事業とします。ただし、広域連合から外部機関への委託等により実施するものについては、本計画の対象範囲外とします。

(4) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)を削減の対象として、取組を推進していきます。

第3章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

(1) 目標設定の考え方

国の「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」では、温室効果ガスの削減目標として、「令和12（2030）年度において、平成25（2013）年度から46%削減すること」を掲げています。

このことを踏まえ、広域連合における温室効果ガスの削減目標は、国の目標に準じて令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比46%の削減とします。

(2) 基準年度の排出状況

調査項目	単位	使用量	排出係数	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電気使用量	kWh	50,283	0.688	34,595

※CO₂ 排出量＝使用量×排出係数

※排出係数については、環境省ホームページで公表されている北海道電力(株)の平成25年度の値である0.688(kg-CO₂/kWh)を使用している。

(3) 削減目標

広域連合は平成25（2013）年度を基準年度として、温室効果ガスである二酸化炭素(CO₂)の総排出量を令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までに46%削減することを目標とします。

平成25（2013）年度	令和12（2030）年度	
CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	削減率
34,595	18,681	46%

※計画期間中の排出係数は、温室効果ガス（二酸化炭素）削減への当広域連合職員の取組みを正當に評価するため、基準年度の排出係数0.688(kg-CO₂/kWh)を使用するものとする。

第4章 温室効果ガスを削減するための取組

(1) 基本方針

温室効果ガス（二酸化炭素）を削減するために、職員一人ひとりが地球温暖化問題に対する意識を持ち、以下の取組を重点的に行うこととします。

(2) 取組内容

①電気使用量を削減させる取組（削減目標を達成させる取組）

項目	具体的な取組
照明機器の管理	<ul style="list-style-type: none">・照明点灯時間の短縮を図り、最小限の点灯に努める・始業前、終業後及び休憩時間中の不必要な照明は消灯する （特に残業時における必要最小限の場所のみの点灯を徹底）
OA機器等の管理	<ul style="list-style-type: none">・離席時や休憩時間等は、不要なOA機器等の電源を切る、又はスリープ状態にする・退勤時にはOA機器等の電源を切ることを徹底する
その他	<ul style="list-style-type: none">・効率的な事務処理の推進に努め、時間外勤務の削減を図る

②省資源・省エネルギーを推進する取組

項目	具体的な取組
用紙類	<ul style="list-style-type: none">・両面・複数枚印刷（コピー）や裏面の再利用を徹底し、用紙の削減に努める・ミスコピーの防止・電子メールの利用によるペーパーレス化・内部資料の共有化、簡略化 （必要最小限のページ数とする）・内部資料のカラーコピー、カラー印刷は原則禁止
物品購入	<ul style="list-style-type: none">・グリーン購入の推進・文具等の購入において、詰替え可能な商品の購入
冷暖房機器の管理	<ul style="list-style-type: none">・室温の適切な管理・使用されていない部屋の空調停止・夏季には軽装（クールビズ）、暖房期間には暖かい服装（ウォームビズ）など、室温に適した働きやすい服装の励行を実施する

第5章 推進体制と実施状況の点検・評価

(1) 推進体制

①地球温暖化対策実行計画統括者

事務局長を地球温暖化対策実行計画統括者とします。地球温暖化対策実行計画統括者は、計画の策定及び見直し及び計画の推進・点検を行います。

②地球温暖化対策推進担当者

事務局次長（総務担当）を地球温暖化対策推進担当者とします。地球温暖化対策推進担当者は、計画の進捗状況を把握、点検、評価し、総合的な推進を図ります。

③地球温暖化対策推進員

各班長を地球温暖化対策推進員とします。地球温暖化対策推進員は、本計画に則り、温室効果ガス（二酸化炭素）削減のため、日頃より意識して、電気使用量の削減、省資源の取組を推進します。

④職員

全職員（会計年度任用職員も含む）は、温室効果ガス（二酸化炭素）削減のため、日頃より意識して、電気使用量の削減、省資源の取組を実行します。

⑤推進事務局

総務班を推進事務局とし、事務を所管します。推進事務局は、毎年度、CO₂排出量を算出し、地球温暖化対策推進担当者に報告します。

⑥啓発

本計画の目標達成及び適正な運用を図るため、推進事務局は職員に対して、年1回以上の啓発を実施します。

(2) 実施状況の点検・評価

①点検・評価

地球温暖化対策推進担当者は、毎年度、推進事務局が算出したCO₂排出量について、点検及び評価を行うものとします。点検、評価は、毎年度の報告に基づき、削減目標値に対してどの程度削減出来たか評価します。また、職員の取組実施状況について評価を行います。

なお、必要に応じて、活動内容や目標の見直しを図り、継続的な対策を行うものとします。

②公表

毎年度、温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量を当広域連合ホームページにて公表します。